

三ノ一二、為八條院三位局於笠置修善願文

出典 ①大日本仏教全書一八八 寺誌叢書第二 鈴木學術財団編 六一

②続群書類従、卷第八二八

解説 八条院（鳥羽天皇皇女暲子内親王）の女房三位局が、その主人八条院の二世御願を祈り、また女院の生母美福門院の菩提に資するため、正治二年（一二〇〇年）七月、笠置寺に新写の「瑜伽師地論」一部百卷を安置し、その供養を行った際の願文である。瑜伽論一部百卷は弥勒菩薩によって説かれたとされるのでこれを供養のため書写したのである。

当時笠置寺には貞慶（解脱上人）が住しており、この修善のための法要も彼によってとり行われたものではなからうか（大日本仏教全書解説による）

八条院も貞慶に帰依し、建久七年（一一九六年）、貞慶の舍利講仏供の勧進に接し、随喜のあまり伊勢国蘇原御厨を笠置寺に寄進している（笠置寺縁起）。

原文 ①により、②の相違点を指摘する。

明曉科今日午尅被仰仍草之了

敬白、奉四書三写供三養瑜伽論一部百卷一、右笠置寺者、弥勒慈尊利生之砌也、天智之皇子拓
（②は「祐」）レ基、地勢之勝甲被レ世、五十丈之像、忽形三神功於三石背一、五百廻之餘、未レ
変三仏儀於三山腰一其傍有三万仞溪一、其底有三千手窟一、諱（②は「緯」）之希夷、絶三于常篇一、
弟子、蒙二八條院之優容一、及三五旬（②は「旬」）族之暮齒一、一日未レ能レ離三仙洞之中一、餘
年亦可レ盡三恩沢之裏一、仙藥（②は「藥」）之殖三善根一也、常雖（②は「当陀」）レ受三餘薰於三
功德之林一、弟子之落三鬢華一也、偏雖レ期三後榮於三菩提之種一、榮々而世霧未レ絶、心月被レ
妨、忽々而夕日若レ傾、厚夜何為、遇三大智之淨侶一、談三來世之依怙一、随三其教誘一、企三
此惠藥（②は「業」）一、為レ安三笠置寺一、令レ写三瑜伽論一、金伴新來、筆功甫就、今之攀躋、
敬以供養奉、一百軸之文、草座之點露垂、十七地之義、英弁之詞氷解、□伽藍分延三百僧一、
軼三于見三玄奘法師翻訳之儀一、先三孟蘭一兮纒三日、超三于修三章（②は「青」）提夫人濟度之苦
一、今日之精勤（②は「動」）者、當來之肝要也、先捧三上方（②は「分」）一奉レ資三美福門院御
菩提一、懷旧涙深、常有三遣恩之未忘一、作善功積、何疑三妙果之速証一、被レ催三懇志一、奉レ
増三□飾一、又奉レ祈三八条女院二世御願一矣、久俟（②は「保」）三座□於三娑婆界一、（②には「則」
が入る）可レ夙三夜于百二十年之間一、遂遷三仙駕於三兜卒天一、欲レ追三従于四十九院之内一、
加レ之故禪定皇孫、恋慕之心未レ休、出離之道宜レ成、過去双親、証三得三明一、弟子、殊帰三
当寺一、將レ赴三淨域一、宜以三今勤一、永為三年事一、遙延三鵲椿之齡一、弥添三薰修一、願期三
龍苑（②は「花」）之暁一、必可三值遇一、抑三三界六道者、皆是生々之故郷也、胎卵湿化者、豈
非三世々之親族一哉、以三此一善一救三彼群類一、

正治二年七月日

弟子比丘尼敬白

読み下し文

(①、②を比較して意味の通るほうによった)

敬白

瑜伽論一部百卷(注二)を書写し、供養し奉る。

右笠置寺は弥勒慈尊利生(仏が衆生を利益すること)の砌(場所)也。天智の皇子基を拓く。地勢の勝甲(優れていること)世に被し(あまねく及ぶこと)、五十丈の像、忽ち神功を石背に形す。五百廻(年)余、未だ仏儀、山腰(山の中腹)に変ぜず。其傍に万仞の溪ありて其底に千手の窟有り。緯(こと)の希夷(静かなる様)なること、常篇(普通であるさま)を絶す。

弟子、八条院(注二)の優容(手厚く受け入れられること)を蒙り、五旬(五十)の族の暮齒(老齡)に及ぶも、一日未だ仙洞(御所)の中を離ること能はず。余年(残りの年、予齡)もまた恩沢(慈しみ)の裏(なか)に盡すべく、仙藁(世俗を離れた花)の善根を殖すなり。常に余薫を功德の林に受くと雖も、弟子の鬢華落つる也。偏(へ)に後栄を菩提の種に期すと雖も、営々として世の霧未だ絶えず。心月(悟りを開いた心)妨げられ、忽々にして夕日の傾くがごとし。厚夜(夜更け)何をか為さん。

大智の淨侶(貞慶のことか)に遇い、来世の依怙(頼るもの)を談じ、其の教誘に随い、此の惠業を企て、笠置寺に安んぜんが為、瑜伽論を写さしむ。金の伴新(はに)に來り、筆の功甫(は)めて就く。

今、之に攀躋(よじ登る)し、敬(つと)んで以つて一百軸の文を供養し奉てまつる。草座(僧の敷く座具の一種)の點露垂れ、十七地(瑜伽論の説く十七種の法門)の義、英弁(優れた弁説)の詞、氷解(意義が明らかになること)す。伽藍に□すること延べ百僧、玄奘法師翻譯の儀(瑜伽論)を見るを軼(こ)へ、孟蘭(孟蘭盆。先祖の靈の回向、お盆)に先だつこと纒(た)か三日、ここに韋提夫人(注三)濟度の苦を修するを超ゆ。

今日の精勤は当来(来世)の肝要なり。先ず上方(住持)に捧げ、美福門院(注四)御菩提に資し奉てまつる。懷旧(昔を偲ぶ)の涙深く、常に遺恩の未だ忘れざる有り。作善(善行をなすこと)自らの淨土往生や死者の追善回向のために(行)うの功積、何ぞ妙果(仏果)の速証(速やかに悟ること)なるを疑わんや。墾志(信徒から寺院に寄進する金銭等)を催され、□飾を増し奉てまつる。

又八条女院二世の御願を祈り奉てまつる。久しく座□を娑婆界に保ち、ここに百二十年の間、夙夜し、遂に仙駕を兜卒天に遷し四十九院の内に追従せんと欲す。

之に加うるに、故禪定の皇孫への恋慕の心未だ休まず、出離(出家)の道宜しく成る。過去の双親、三明(仏が持つ三種の神通力のこと)を証得(修行によって功德を身に付けること)せんことを。

弟子、殊に当寺に帰り將に淨域に赴かんとす。宜しく今の勤めを以つて永く年事を為し、遙に鵝椿の齡を延べ、弥薫修を添へんことを。

願くは龍花の暁(弥勒下生の時)を期して必ず値遇すべきことを。抑も三界六道(三界は欲界、色界、無色界。六道は地獄、餓鬼、畜生、修羅、人、天)は皆是れ生々の故郷なり。胎卵湿化(仏教に説く出生の仕方、ここでは生きとし生ける者を指す)は豈世々の親族に非ずや。此の一善(瑜伽論一部百卷を書写し、供養すること)を以つてかの群類を救はんことを。

正治二年（一二〇〇年）七月日 弟子比丘尼敬白

注一、瑜伽行者が認識する十七種の法門で対象、修行、果を明らかにし、瑜伽行者（ヨーガの実践者）の修行や悟りの境地などを説くもの。兜率天にて弥勒菩薩が説法したものとす（玄奘訳瑜伽師地論百卷ある。略して瑜伽論という）

注二、暲子内親王（一一三七から一一一一）、鳥羽天皇第三皇女。仏心篤く、蓮華心院を建立。安樂寿院をはじめとして莫大な所領を背景に大きな勢力を有していた。

注三、マガタ国ビンサーラ妃。提婆達多に唆された阿闍世によって幽閉され、厭世の思いから釈迦に浄土往生の道を問い尋ねたという

注四、八条院の生母、藤原得子（一一一七～一一六〇）鳥羽上皇の皇后。